

くらし

交通事故に遭い、車が損傷し、足の骨を折るなどしました。間もなく事故から3年。加害者と裁判外で交渉を続けていますが、事故から3年で権利が消滅すると聞き、時効になるのではないかと心配です。どうすればよいのでしょうか。



Q 交通事故でだけが賠償請求の時効が心配

発生した事故での人損に関する時効の完成を防ぐために

A 民法改正で時効は5年間に

交通事故の損害賠償請求権の消滅時効期間は、車両・所持品等の損傷に関する被害(物損)も、人の生命や身体に関する被害(人損)も、被害者または法定代理人が「損害および加害者を知った時」(原則として事故日とされます)から3年間

年間の時効が完成していない場合、「損害および加害者を知った時」から5年間になりました。

は、改正民法の「更新」または「完成猶予」の措置を講じる必要があります。本件では加害者と裁判外で交渉中とのことですので、加害者のご相談者の請求に対して既に一部支払いに応じたり、示談案を示したり、加害者が損害賠償義務を負

いた場合、完成猶予の制度により、加害者に対し内容証明郵便で損害賠償請求の意思表示を行う「催告」で6カ月間延長されるほか、権利に関し協議を続ける旨の合意書面または同内容の電磁的記録を作成することで、原則として1年間(再度の合意により最長5年間)延長され、時効の完成が猶予されます。

でしたが、民法改正(2020年4月1日施行)により、人損については「損害および加害者を知った時」から5年間となりました。また、改正民法施行前に発生した事故での人損に関する時効の完成を防ぐために

うことを確認する書面への署名押印に応じたりした場合、債務の承認に該当し、各時点から、物損は3年間、人損なら5年間の時効期間が更新されます。

他方、加害者が一部支払

時効が間近に迫っているかもしれない場合や加害者との時効の更新に関する協議が奏功しない場合などは、速やかに弁護士にご相談ください。

(弁護士 川口幸明)

◇第1、3水曜に掲載します。

078・341・1717(神戸)
078・351・1233(明石、加古川、北播磨、山崎、淡路、南たじま、丹波)
06・4869・7613(阪神、伊丹、宝塚、川西)
079・286・8222(西播磨)

兵庫県弁護士会
総合法律センター